

(就業構造基本調査)

審 査 メ モ

- 1 就業構造基本調査の変更等
 - (1) 報告を求める事項の変更
 - ア 学校区分の選択肢の分割
 - イ 現在の雇用形態に就いている理由の新設
 - ウ 前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間の新設
 - エ 育児・介護の実施頻度の追加等
 - オ 育児休業・介護休業等の制度の利用状況に係る選択肢の追加
 - カ 東日本大震災の仕事への影響について
 - (2) 報告を求める者の変更
 - (3) 報告を求めるために用いる方法の変更
 - (4) 集計事項の変更
 - (5) 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との対応関係
- 2 統計委員会諮問第 40 号の答申（平成 24 年 1 月 20 日付け府統委第 7 号）における「今後の課題」への対応状況について
 - (1) 「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化
 - (2) 「現職への就業理由」の把握の検討

1 就業構造基本調査の変更等

就業構造基本調査（以下「本調査」という。）の調査計画における「報告を求める事項」、
「報告を求めるために用いる方法」等について、以下のとおり変更することとしている。

(1) 報告を求める事項の変更

ア 学校区分の選択肢の分割
学校区分の選択肢について、従来の「短大・高専」を「短大」と「高専」に分割する。

		変更案					現行		
(2) 学校区分 ・回答肢については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください	小学・中学	高校・旧制中	専門学校 (修業年限)			短大	高専	大 学	大 学 院
			1年以上	2年以上	4年以上				
			2年未満	4年未満					

(審査状況)

本調査事項の選択肢において、従来、「短大・高専」としていたものを、短期大学と高等専門学校では、その目的・役割^(注1)や男女比^(注2)などに大きな違いがあり、卒業後の就業状況が大きく異なることが予想されることから、高等教育機関の充実化や、新たな高等教育機関の制度化についての検討に関する政策ニーズを勘案して、「短大」と「高専」に分割することとしているものである。

これについては、教育と就業状況との関係のより詳細な把握に資するものであることから、適当であると考えます。

(注1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) (抄)

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

5 第2項の大学には、学科を置く。

第115条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第116条 高等専門学校には、学科を置く。

2 前項の学科に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第117条 高等専門学校の修業年限は、5年とする。ただし、商船に関する学科については、5年6月とする。

第118条 高等専門学校に入学することのできる者は、第57条に規定する者とする。

【参考】

第57条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第85条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第86条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

第87条 大学の修業年限は、4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

2 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年とする。

(注2) 短期大学及び高等専門学校の在学者数

区分	在学者数(人)					
	計	うち女子	女性比率(%)	国立	公立	私立
短期大学	132,681	117,461	88.5	—	6,956	125,725
高等専門学校	57,611	10,059	17.5	51,615	3,778	2,218

(平成27年度学校基本調査)

イ 現在の雇用形態に就いている理由の新設

パート、アルバイト、派遣社員等に対し、現在の雇用形態に就いている理由を把握する調査事項を追加する。

変更案

第1面のA1欄で「雇われている人のうち「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」と回答した方のみお答えください (それ以外の方はA10へ)

A9 どうして今の雇用形態に就いているのですか

	自分の都合のよい 時間に働きたいから	家計の補助・学費等を 得たいから	家事・育児・介護等と 両立しやすいから	通勤時間が短いから	専門的な技能等を いかせるから	正規の職員・従業員の 仕事がないから	その他
当てはまるものを全てに記入	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
うち おもなものを一つに記入	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

現行

〔新設〕

(審査状況)

本調査項目は、雇われている人のうち、「パート」、「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」と回答した者に対し、現在の雇用形態に就いている理由につき尋ねるものである。

同様の調査項目は、現在、労働力調査（総務省所管の基幹統計調査）の特定調査票^(注1)において把握しているところであるが、労働力調査では、標本規模の制約から（約10万人（15歳以上人口の約1/1000））、当該調査事項による調査結果については全国表章のみとなっている。

このため、我が国における非正規労働者数が年々増加している中^(注2)、いわゆる不本意非正規雇用労働者^(注3)に関する地域別結果の表章等、非正規労働者に関する統計ニーズの高まりを踏まえ、労働力調査の約10倍の標本規模により実施している本調査において、本調査事項を新設することとしているものである。

これについては、本調査事項の追加により、非正規労働者に関する詳細なデータの把握が可能となるものであることから、おおむね適当であると考えるが、本調査事項の利活用の観点からみて、選択肢の構成の妥当性等について検討する必要がある。

(注1) 労働力調査は、基礎調査票と特定調査票の2種類から構成され、基礎調査票については、同一の報告者に対して2年間にわたり同一の連続する2か月間（例えば、1年目、2年目ともに5月、6月を調査するなど）を調査し、特定調査票については基礎調査の2年目2か月目の調査の際に併せて調査を行う。

(注2) 平成元年以降の非正規雇用者数の推移をみると、平成元年には817万人であったのが、27年には1980万人と2倍以上となっている。

(注3) 正規雇用を希望しているが、正規の職員・従業員としての仕事がないため、不本意ながら非正規雇用で働く者をいう。

(論点)

1 本調査事項から得られるデータは、具体的にどのような行政施策等に活用することが想定されるのか。

2 利活用との関係からみて、選択肢の構成は適当なものとなっているか。

諮問案は、労働力調査で把握している「現職の雇用形態についている理由」と同一の選択肢の構成としているが、本調査の標本規模を踏まえ、新たな選択肢を追加する余地はないか。

例えば、「103万円の壁」、「130万円の壁」などと言われるように、一定の所得内で働きたいためにパートなどを選んでいる者もいると思われるが、そういった選択肢を設ける余地はないか。

表 (参考) 現職の雇用形態について主な理由別非正規の職員・従業員の内訳 (単位: 万人、%)

区 分	男女計		男性		女性	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合
非正規の職員・従業員	1,980	—	634	—	1,345	—
自分の都合のよい時間に働きたいから	492	26.4	138	23.6	354	27.6
家計の補助・学費等を得たいから	388	20.8	71	12.2	316	24.7
家事・育児・介護等と両立しやすいから	219	11.7	6	1.0	213	16.6
通勤時間が短いから	70	3.8	19	3.3	51	4.0
専門的な技能等をいかせるから	148	7.9	73	12.5	75	5.9
正規の職員・従業員の仕事がないから	315	16.9	157	26.9	158	12.3
その他	234	12.5	120	20.5	114	8.9

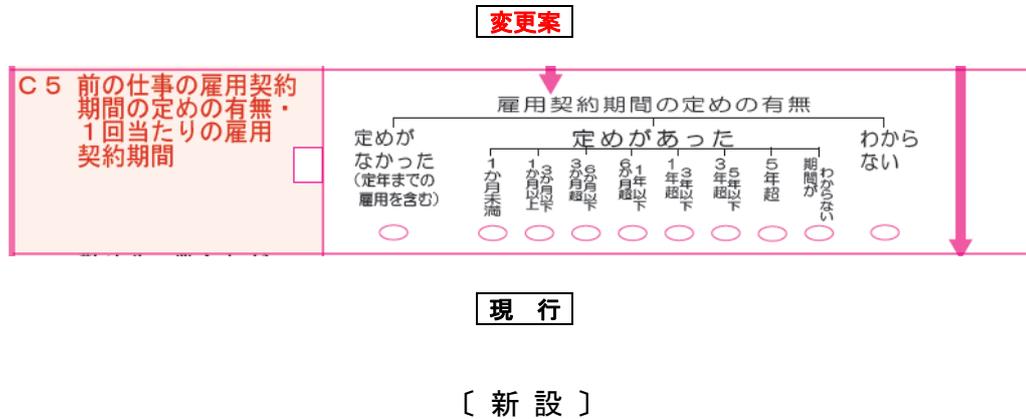
(労働力調査(詳細集計) 平成27年平均結果)

(注1) 非正規の職員・従業員には、「現職の雇用形態について主な理由不詳」を含む。

(注2) 割合は、現職の雇用形態について主な理由別内訳の合計に占める割合を示す。

ウ 前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間の新設

前職の雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間を把握する調査事項を追加する。



(審査状況)

本調査事項は、近年の転職者^(注1)数の緩やかな増加^(注2)を背景として(下表参照)、雇用形態間の異動の実態(正規から非正規又は非正規から正規への異動等)をより的確に把握するため、新設するものである。

具体的には、現職・前職の従業上の地位・雇用形態や前職の離職時期とクロスして分析を行い、例えば、前職の雇用契約の期間別による前職の雇用形態から現職の雇用形態への変化等の状況について把握することが想定されている。

これについては、転職者の実態を明らかにし、非正規労働者に関する施策の検討に資する詳細なデータの把握が可能となるものであることから、おおむね適当であると考えるが、本調査事項の利活用に照らし、把握内容の妥当性等について検討する必要がある。

(注1) 「転職者」とは、就業者のうち前職のある者で、過去1年間に離職を経験した者をいう。

(注2) 女性の転職者数の増加が、転職者総数の増加に影響を及ぼしている。

表 転職者数の推移 (単位:万人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総数	284	285	286	290	298
男性	139	141	143	139	140
女性	145	144	143	152	158

(労働力調査(詳細集計) 平成27年平均(速報)結果)

(論点)

- 1 本調査事項から得られるデータは、具体的にどのような行政施策等に活用することが想定されるのか。

- 2 本調査事項から得られるデータの利活用との関係からみて、本調査事項及び選択肢の設定は適当なものとなっているか。
- 3 本調査事項については、昭和 63 年以降に前職を辞めた者を対象として把握する前職に関する調査事項の 1 つとして新設することとしている。最長で 30 年近く前に辞めた前職の雇用契約期間についても把握することは、データの利活用の観点からみて意味があるのか。また、雇用契約期間の定めの有無自体が「わからない」や定めはあったものの「期間がわからない」に回答が集中するなど、報告者負担や把握可能性からみて問題はないか。

エ 育児・介護の実施頻度の追加等

これまで、育児の状況については、「育児をしている」又は「育児をしていない」のみを把握する形式としていたが、「育児をしている」場合は、その実施頻度（「月に3日以内」、「週に1日」、「週に2日」、「週に3日」、「週に4～5日」又は「週に6日以上」）を選択するように変更する。また、これまでの「育児」の表記を「子の育児」に変更するとともに、設問における育児に関する注釈の文言を変更する。

さらに、介護の状況についても同様に、「介護をしている」場合は、その実施頻度（「月に3日以内」、「週に1日」、「週に2日」、「週に3日」、「週に4～5日」又は「週に6日以上」）を選択するように変更する。

変更案

F ぶだんの育児・介護の状況について（全員が記入してください）

F 1 子の育児をしていますか
 ・この設問での育児は未就学児を対象とします
 ・ここでの育児とは乳児のおむつの取り替えや就学前の子どもの送迎などをいいます
 ・育児の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

子の育児をしている
 月に3日以内 週に1日 週に2日 週に3日 週に4～5日 週に6日以上

子の育児をしていない (F 2へ)

F 2 家族の介護をしていますか
 ・自宅外にいる家族の介護も含めます
 ・介護の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

介護をしている
 月に3日以内 週に1日 週に2日 週に3日 週に4～5日 週に6日以上

介護をしていない (G 欄へ)

現行

E 育児・介護の状況について（全員が記入してください）

E 1 ぶだん育児をしていますか
 ・この設問での育児は未就学児を対象とします
 ・ここでは孫や弟妹の世話などは育児には含めません
 ・育児の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

育児をしている
 育児をしていない (E 2へ)

E 2 ぶだん家族の介護をしていますか
 ・自宅外にいる家族の介護も含めます
 ・介護の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください

介護をしている
 介護をしていない (F 欄へ)

(審査状況)

本調査事項は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において、「少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等に対応した統計の整備」の一環として、「就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する」とされたことに対応し、就業と育児・介護との関係を詳細に捉えるため、前回(平成24年)調査から新たに設けられたものである。

前回調査においては、育児・介護の状況について、「育児(又は介護)をしている」又は「育児(又は介護)をしていない」のみを把握したが、就業と育児・介護の負担度との関係を詳細に捉えるため、「育児(又は介護)をしている」場合は、その実施頻度(「月に3日以内」、「週に1日」、「週に2日」、「週に3日」、「週に4～5日」又は「週に6日以上」)を選択するよう変更するものである。

これについては、育児・介護の状況が就業に及ぼす影響の詳細な把握・分析に資するものであることから、おおむね適当であると考えますが、本調査事項の把握目的及び利活用との関係からみた選択肢の区分の妥当性等について検討する必要がある。

また、これまでは、当該設問において単に「育児」と表記していたが、本調査における育児には、孫や弟妹の世話は含めていないことから、「子の育児」に変更するとともに、注釈においても育児の内容に関してより詳細な説明を行うよう変更するものである。

これについては、報告者にとっての分かりやすさ等に配慮したものであることから、適当であると考えます。

(論点)

- 1 本調査事項から得られるデータについては、具体的にどのような行政施策等に活用することが想定されるのか。
- 2 本調査事項から得られるデータの利活用との関係からみて、育児と介護それぞれの実施頻度に係る選択肢区分の設定は適切か。当該区分の設定の考え方はどのようなものか。とりわけ、実施頻度について、1日当たりの時間でなく、1週間又は1か月当たりの日数で区分している理由は何か。

特に、育児の実施頻度に関して、

- ① 就業との関係を把握する上で、実際の実施時間の多少に関わらず1日を単位として把握することは合理的か。
- ② また、「週に6日以上」に回答が集中する可能性はないのか。

例えば、社会生活基本調査(総務省所管の基幹統計調査)の調査票A^(注)では、行動の種類を「家事」、「介護・看護」、「育児」に区分して生活時間を把握しており、時間単位での把握も考えられるのではないか。

(注) 社会生活基本調査は、調査票Aと調査票Bの2種類から構成され、調査票Aについてはプリコード方式(あらかじめ行動の種類(20分類)が印刷された調査票に、世帯員各人が自分の行動を分類し、時間区分ごとに回答)、調査票Bについてはアフターコード方式(世帯員各人に時間区分ごとに行動の内容を自由に回答してもらい、集計の段階で、あらかじめ定められた基準に従って分類)を採っている。

オ 育児休業・介護休業等の制度の利用状況に係る選択肢の追加

育児又は介護をしている者が利用した制度の内容について、選択肢として「残業の免除・制限」を追加する。

変更案

F1の2 この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか (利用した場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます ・各制度の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください	した 育児休業 短時間勤務 子の看護休暇 残業の免除・制限 その他					しなかった
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

F2の2 この1年間に介護休業などの制度を利用しましたか (利用した場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます ・各制度の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください	した 介護休業 短時間勤務 介護休暇 残業の免除・制限 その他					しなかった
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(G欄へ)

現行

E1の2 この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか (利用した場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます	した 育児休業 短時間勤務 子の看護休暇 その他				しなかった
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

E2の2 この1年間に介護休業などの制度を利用しましたか (利用した場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます	した 介護休業 短時間勤務 介護休暇 その他				しなかった
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(F欄へ)

(審査状況)

本調査事項において、以下のような事情を踏まえ、選択肢として「残業の免除・制限」を追加するものである。

- ① 本調査事項は、就業上における育児・介護に関する直近1年間の各制度の利用状況を把握するため、前回(平成24年)調査から設けられたものであるが、前回(平成24年)の調査結果をみると、介護については、「その他」(52.0%)を選択した者が最も多く、当該制度を利用した者の半数を超えていること(下表参照)。
- ② 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)が改正され、平成29年1月1日から、介護のため所定外労働の免除を受けられる制度の新設^(注)が予定されていること。

これについては、育児休業、介護休業等の制度の利用状況について、より詳細かつ的確に把握することにより、育児・介護休業法の改正による効果の分析・検証に資するものであることから、おおむね適当であると考え、選択肢の妥当性について検討する必要がある。

(注) 子(3歳未満)を養育する就業者に対する所定外労働の免除については、平成24年7月1日から全面施行されている(従業員100人以下の事業所については、平成22年6月30日の施行から2年間の猶予期間あり)。

表

介護休業等制度の利用状況

(単位：人、%)

総 数						
総 数	介護休業等制度の利用あり					介護休業等 制度の 利用なし
	総 数	介護休業 制度の 利用あり	短時間勤務 制度の 利用あり	介護休暇 制度の 利用あり	その他の 制度の 利用あり	
2,399,300	377,600	75,700	56,200	55,400	196,500	1,998,000
割合	100.0%	20.0%	14.9%	14.7%	52.0%	—

(前回(平成24年)調査結果)

(参考)

育児休業等制度の利用状況

(単位：人、%)

総 数						
総 数	育児休業等制度の利用あり					育児休業等 制度の 利用なし
	総 数	育児休業 制度の 利用あり	短時間勤務 制度の 利用あり	子の看護 休暇制度の 利用あり	その他の 制度の 利用あり	
6,653,600	1,412,500	842,700	284,500	284,800	200,300	5,159,600
割合	100.0%	59.7%	20.1%	20.2%	14.2%	—

(前回(平成24年)調査結果)

(論点)

- 1 本調査事項から得られるデータは、具体的にどのような行政施策等に活用することが想定されるのか。
- 2 前回(平成24年)調査の結果を見ると、育児と介護では各選択肢の出現率が異なり、育児では「その他」が14.2%であるのに対し、介護では「その他」が52.0%となっているが、その他の内訳として考えられる代表的な制度は何か。更に選択肢を追加するなど再検討する必要はないか。

カ 東日本大震災の仕事への影響について

東日本大震災の仕事への影響に関する調査事項を削除する。

変更案

[削除]

現行

F 東日本大震災（原子力発電所事故を含む）の仕事への影響（全員が記入してください）

<p>F1 勤め先等が震災の直接の被害を受けたことにより、当時のおこなった仕事に、影響がありましたか</p> <p>・回答肢については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください</p>	<p>直接の被害による仕事への影響はなかった</p> <p>○</p>	<p>直接の被害による仕事への影響があった</p> <p>○</p>	<p>休職した (休業したを含む)</p> <p>○</p>	<p>退職した (事業の廃止を含む)</p> <p>○</p>	<p>その他 (離職や休職はしなかった)</p> <p>○</p>	<p>当時、仕事についていなかった</p> <p>○</p>
<p>F2 震災により避難しましたか</p> <p>・ここでの「避難」には、一時的な退避などの場合は含めません</p>	<p>避難した</p> <p>○</p>		<p>避難しなかった</p> <p>○</p>			
<p>F2の2 現在、避難していますか</p> <p>・「避難」先には、仮設住宅のほか、親せき・知人宅、民間賃貸住宅などのいわゆる「みなし仮設」も含めます</p>	<p>現在、避難している</p> <p>○</p>		<p>現在、避難していない</p> <p>○</p>			
	<p>震災後に転居した</p> <p>○</p>		<p>震災前の住居に戻った</p> <p>○</p>			
<p>F2の3 震災時にどこに住んでいましたか</p> <p>・「現在と同じ都道府県内の別の市区町村」の場合は市区町村名も書いてください</p> <p>・「現在とは別の都道府県」の場合は都道府県名及び市区町村名も書いてください</p> <p>・政令指定都市の区の間で移動した場合は「現在と同じ都道府県内の別の市区町村」とします</p>	<p>現在と同じ市区町村</p> <p>○</p>	<p>現在と同じ都道府県内の別の市区町村</p> <p>○</p>	<p>現在とは別の都道府県</p> <p>○</p>			
	<p>都道府県</p> <p>市郡</p> <p>区町村</p>		<p>都道府県</p> <p>市郡</p> <p>区町村</p>			
<p>(世帯主はG欄へ、その他の人は記入終わり)</p>						

(審査状況)

本調査事項は、東日本大震災の被災者について、被災による仕事への影響、震災による避難状況等を明らかにするため、前回（平成24年）調査において設けられたものである。

本調査事項については、関係府省及び都道府県から、今回調査における継続把握や新たな事項の把握に関する要望もないことから、今回調査で引き続き把握する必要性が乏しいと判断し、削除するものである。

これについては、報告者負担の軽減に資するものであり、おおむね適当であると考えますが、調査結果の利活用の面から、削除することにより支障が生じないかについて確認する必要があります。

(論点)

- 1 当該調査結果については、具体的にどのように利活用されたのか。
- 2 報告者負担にも配慮しつつ、統計ニーズ等に照らし、本調査事項を削除することによる支障等はないか。

(2) 報告を求める者の変更

報告を求める者の数について、前回調査における約50万6000世帯（15歳以上の世帯員約108万3,000人）から、約52万3000世帯（15歳以上の世帯員約108万3,000人）に変更する。

(審査状況)

前回（平成24年）調査は、表のとおり、約3万1600調査区から抽出した約50万6000世帯（約108万3000人）を報告者として実施された。

今回調査に当たっては、表のとおり、近年の1世帯当たりの15歳以上世帯員の減少^(注)を考慮し、調査区数を増やすことにより、前回調査と同規模の世帯員数を報告者数として確保するため、調査区数を増やし、調査世帯数を増やすよう変更するものである。

これについては、前回調査と同程度の標本規模とし、時系列的な変化を安定的に把握するために必要な報告者数を確保するものであることから、適当であると考えられる。

(注) 15歳以上世帯員数は、平成22年国勢調査結果では2.14人であったが、平成27年国勢調査結果では2.07人に減少している。

表 前回（平成24年）調査と今回調査の標本抽出方法の比較

区 分	今回調査	前回（平成24年）調査
調査区数 (a)	32,708調査区	31,638調査区
1調査区当たりの抽出世帯数 (b)	16世帯	16世帯
世帯数 (c = a × b)	523,328世帯	506,208世帯
15歳以上平均世帯人員 (d)	2.07人	2.14人
報告を求める者の数 (e = c × d)	1,083,289人	1,083,285人

(3) 報告を求めるために用いる方法の変更

オンライン調査の対象を、全世帯（約52万3000世帯、約108万3000人）に拡大し、スマートフォンやタブレット端末からの回答にも対応するオンライン調査システムを構築する。

また、ログイン情報と調査票（紙）を同時に配布するオンライン並行方式により実施する。

(審査状況)

オンライン調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において、その推進を図ることとされているほか、個人情報保護意識の高まりや報告者のライフスタイル等の多様化への対応、電子調査票に実装されるチェック機能による調査票の審査業務の負担軽減、結果精度の確保・向上、結果公表の早期化等にも資するものである。

本調査では、前々回（平成19年）調査において、総務省統計局が実施する世帯を対象とした大規模統計調査（周期調査）における初めての試みとして、オンライン調査を導入し、8都県の9市2区（全国で約900調査区（約3万人）を対象）に、従来の調査員による調査票の回収に加え、オンラインによる回答も可能とした。

また、前回（平成24年）調査においては、オンライン調査の対象地域を拡大し、都道府県庁所在都市、政令指定都市、人口30万人以上の都市（東京都は全市区町村）の全国1万3109調査区（全体の41%）内の約40万人を対象に、オンライン調査を実施したところである。

このような取組の下、今回調査では、オンライン調査の対象を全世帯（約52万3000世帯、約108万3000人）に拡大することとしている。また、これまでと同様にオンライン調査用のログイン情報と調査票（紙）を同時に配布するものの、調査票（紙）の回答期間に先行してオンライン調査の回答期間を設定等することや、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末からのオンライン回答も可能とすることによってオンライン回答の利便性をより高め、オンライン回答率の向上を図るとしている。

これらについては、報告者負担の利便性の向上、調査の効率的実施等の観点から、おおむね適当であると考えるが、オンライン調査の円滑な実施及び更なる推進を図るための所要の方策等が講じられているかについて検討する必要がある。

(論点)

- 1 前回（平成24年）調査におけるオンライン調査の実施状況（オンラインによる回答率、導入の効果や導入に伴う実査機関等における事務負担の状況等）については、どのようになっているか、また、それらについて、どのように評価しているのか（上手くいった点、改善すべき点等）。
- 2 平成27年国勢調査のオンライン回答率は約37%であったところ、本調査における目標回答率はどのようなものか。また、平成27年国勢調査で実施したオンライン先行方式（調査票（紙）の配布に先行してオンライン調査の回答期間を設定するもの）と同様の方法を採用しないこととしている理由は何か。

オンライン回答率向上のため、前記を含め、具体的にどのような方策を講ずるのか。

(4) 集計事項の変更

集計事項について、調査事項の追加、削除等に伴う所要の変更を行う。

(審査状況)

調査事項の追加等に伴い、調査結果により作成される集計事項（集計表）の充実が図られることは、政策課題を検討する上での有用な情報が提供されることであり、また、研究者等の統計利用者のニーズにも応えることになる。

しかしながら、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等について、集計表の有用性の確保等の観点から確認・検討が必要であると考えられる。

(論点)

- 1 調査事項の追加・変更に伴い、新たに作成される集計表の表章（様式）はどのようなものか。
- 2 調査結果の利活用の観点からみて、作成される集計表は、十分かつ適当なものとなっているか。

(5) 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との対応関係

【ガイドラインの位置付け、ガイドラインと本調査との関係】

雇用・労働施策の重要性が増す中、雇用の実態をよりの確に把握することが必要となっているが、統計調査における労働者の区分については、事業所・企業を調査対象とする統計調査と、世帯・個人を対象とする統計調査との間では一部不整合があり、統計間の比較可能性に支障が生じている状況にあった。

そのため、平成 27 年 5 月に、統計間の比較可能性の向上や、雇用実態等のよりの確な把握などの取組を各府省が一体となって推進するための標準的な指針として「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。）が策定された。

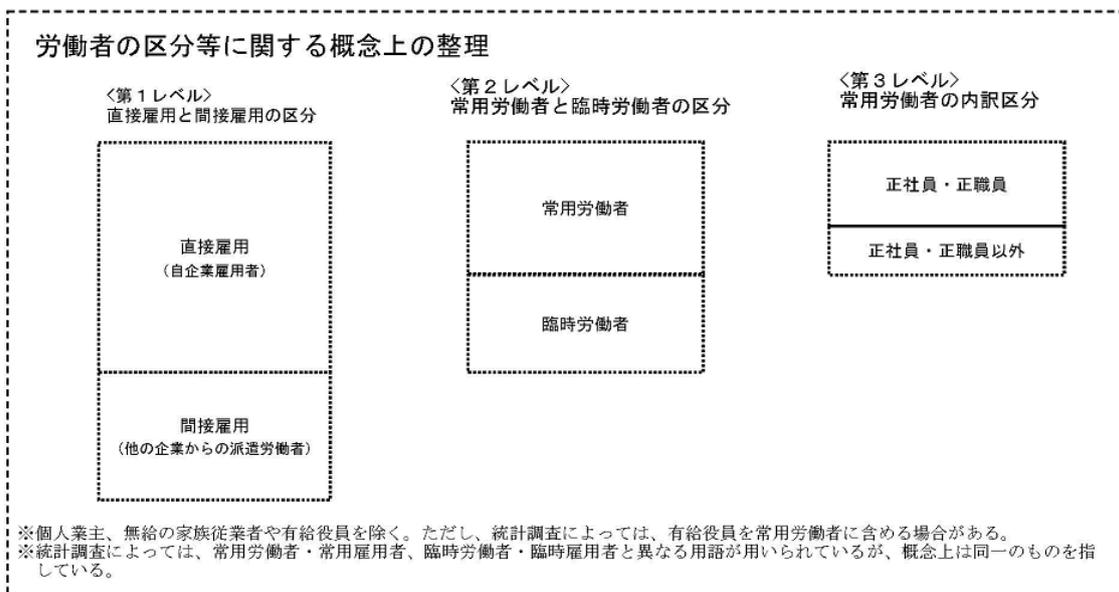
ガイドラインは事業所・企業を調査対象とする統計調査を対象として定められたものであり、本調査が直接にガイドラインの対象となるものではない。しかしながら、統計間の比較可能性の向上の観点から、世帯を対象とし、従業上の地位等に関する調査事項を含んだ本調査とガイドラインのとの対応関係を確認する必要がある。

【ガイドラインにおける労働者区分】

ガイドラインは、労働者を、①直接雇用と間接雇用の区分（第 1 レベル）、②常用労働者と臨時労働者の区分（第 2 レベル）及び③常用労働者の内訳区分（第 3 レベル）の 3 階層に整理しており（図 1 参照）、それぞれのレベルにおける区分を調査事項としている統計調査に求める取組を示している。

以下で、本調査のうち、関連する調査事項とガイドラインの取組との関係につき、確認する。

図1 労働者の区分等に関する概念上の整理



(「統計調査における労働者区分等に関するガイドライン」より抜粋)

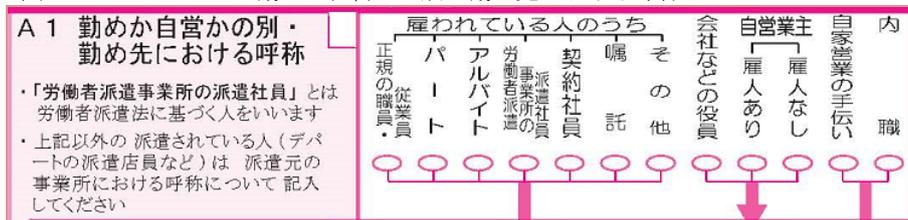
本調査における、雇用の実態や労働者の処遇等を把握するための調査事項は以下のとおりである。

(1) 従業上の地位・勤め先での呼称

本調査では、「勤めか自営かの別・勤め先における呼称」という調査事項を設け、雇われている者については、呼称の把握を行っている(図2参照)。

本調査事項においては、ガイドラインの第1レベル(直接雇用と間接雇用の区分)について、「雇われている人のうち」中「労働者派遣事業所の派遣社員」を把握しており、直接雇用と間接雇用の別を把握することが可能なものとなっている。また、ガイドラインの第3レベル(常用労働者の内訳区分)についても、勤め先における呼称に基づく区分により、把握することが可能なものとなっている。

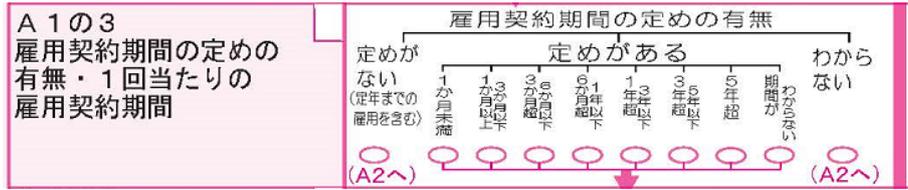
図2 勤めか自営かの別・勤め先における呼称



(2) 雇用契約期間

本調査では、雇われている者について、雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間を把握している(図3参照)。具体的には、有期雇用労働者について、1か月以上の契約期間について選択肢を6区分(「1か月以上3か月以下」、「3か月超6か月以下」、「6か月超1年以下」、「1年超3年以下」、「3年超5年以下」、「5年超」)設けている。

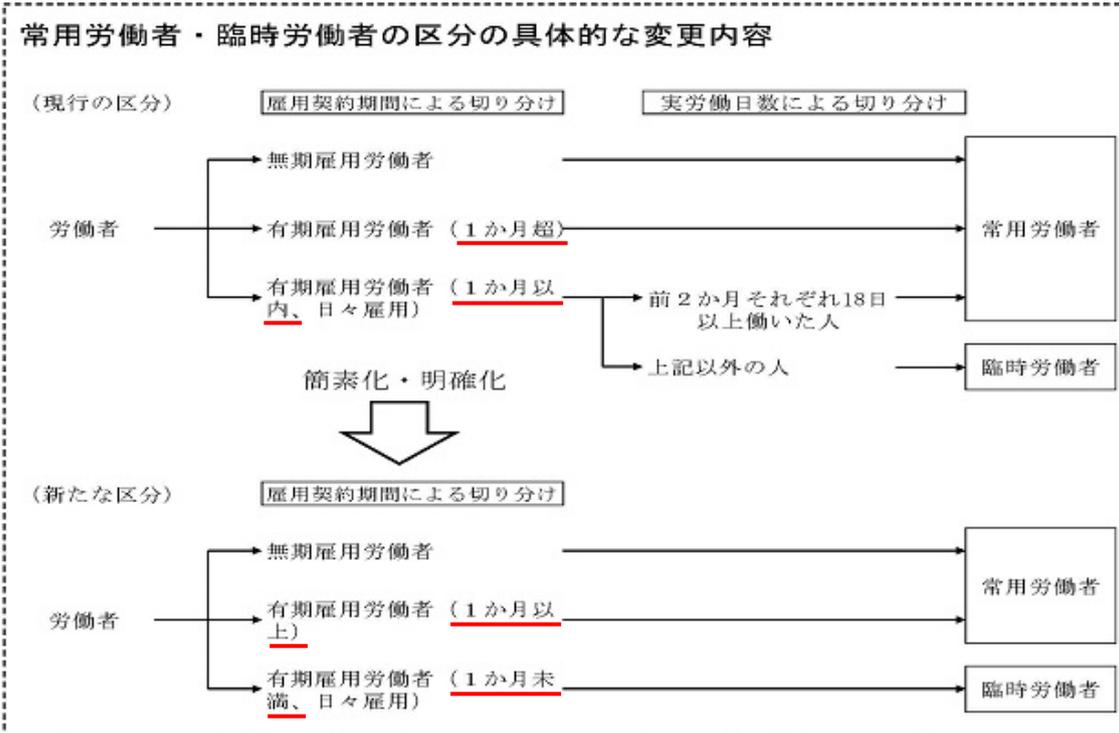
図3 雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間



ガイドラインの第2レベルで定める常用労働者と臨時労働者の区分については、定義・区分の簡素化・明確化を図った。すなわち、「雇用契約期間の定めがない労働者」及び「雇用契約期間が1か月以上の労働者」を常用労働者とし、「雇用計画期間が1か月未満の労働者」を労働者とした（図4参照）。

ガイドラインの策定に当たり、従来、世帯・個人を対象とする統計調査では、雇用契約期間について「1か月未満」と「1か月以上」という区切りで選択肢を設けており、統計間の比較可能性を向上させる観点から、常用労働者を「雇用期間の定めがない労働者」及び「雇用契約期間が1か月以上の労働者」とし、臨時労働者を「雇用契約期間が1か月未満の労働者」とした経緯がある。

図4 常用労働者・臨時労働者の区分の具体的な変更内容



以上のことから、本調査における、雇用の実態や労働者の処遇等を把握するための調査事項については、ガイドラインにおいて設定された第1レベルから第3レベルの区分それぞれについて対応させることが可能なものであり、おおむね適当であると考え、労働者区分の把握に用いる指標等について、どのような理由で設定されたのか確認する。

(論点)

- 1 ガイドラインの第3レベルにおける常用労働者の内訳については、原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分することとされており、統計調査間の比較可能性の向上の観点からは、所定労働時間を把握することも考えられるが、本調査では、「正規の社員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「契約社員」といった、勤め先での呼称につき調査している。本調査において呼称で従業上の地位を把握している理由はどのようなものか。また、本調査事項はどのように活用されているのか。
- 2 本調査では所定労働時間に関する調査事項はない一方で、1週間の労働時間を、残業時間を含む実労働時間で把握している。この調査結果は、どのように活用されているのか。

2 統計委員会諮問第 40 号の答申（平成 24 年 1 月 20 日付け府統委第 7 号）における「今後の課題」への対応状況について

〔「今後の課題」の記述（概要）〕

就業構造基本調査は、国民の就業構造を詳細に捉えることができる唯一の調査であり、かつ、5年に1回の調査であることから、今後の非正規雇用者の実態やワーク・ライフ・バランスの変化の状況等を平成29年に実施予定の次回調査においても十分に勘案する必要がある。その際、以下について検討すること。

（1）「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化

「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項に係る選択肢のうち、「1か月以上1年以下」については、「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割することとしたところであるが、独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成20年に実施した「働くことと学ぶことについての調査」に参考となる事項があり、その結果を勘案すると、雇用契約期間が3か月である労働者が全有期雇用契約者の中で一定程度のウェイトを占めていることから、更に「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割することを検討すること。

（2）「現職への就業理由」の把握の検討

「現職への就業理由」を把握する調査事項については、今回調査においては就業理由の項目別出現率が時系列に大きな変化がないことから削除することとしているが、本調査事項は「前職の離職理由」を把握する調査事項との関係から、転職の実態を分析する上で有用な情報であることから、今回調査の結果を踏まえ、必要に応じて、本調査事項の復活について検討すること。

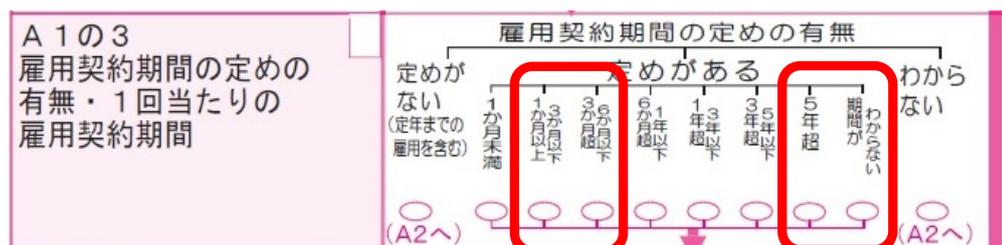
<「今後の課題」に対する総務省（統計局）の対応>

(1) 「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化

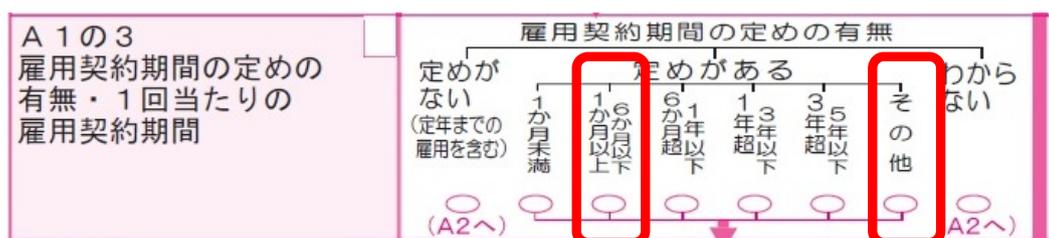
雇用契約期間について、これまで「1か月以上6か月以下」としていたものを、「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割する。

また、「その他」としていたものを、「5年超」と「期間がわからない」に分割する。

変更案



現行



(審査状況)

本課題は、独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成20年に実施した「働くことと学ぶことについての調査」の結果において、雇用契約期間が3か月である労働者が全有期雇用契約者の中で一定程度のウェイトを占めていることが示されたことから（下表参照）、非正規雇用者の契約期間に関する実態をより詳細に把握するため、「1か月以上6か月以下」を更に「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割することについて検討するよう求めたものである。

この課題に対して、総務省は、「就業希望の把握に関する準備調査」（総務省所管の一般統計調査）^(注)の結果を踏まえ、課題における指摘のとおり、これまで「1か月以上6か月以下」としていたものを「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に、また、「その他」としていたものを「5年超」と「期間がわからない」に分割することとしている。

これについては、非正規労働者の雇用契約期間に関するよりの確かつ詳細な分析に資するものであることから、おおむね適当であると考えが、選択肢の設定の妥当性について検討する必要がある。

(注) 「就業希望の把握に関する準備調査」は、主に労働力調査の調査計画の変更（ILOの新たな決議採択による国際基準の見直しに対応するための新たな調査事項の追加や調査票の設計変更等）の検討に資することを目的として、平成27年10月から28年3月までの6か月間において実施した調査である。

表

有期雇用契約者の雇用契約期間

(単位：人、%)

区 分		該当者 (人)	雇用契約期間 (%)						
			1か月	2～3か月	4～6か月	7～11か月	1年～2年	3年以上	無回答
全体		415	1	15	33	2	44	5	1
性別	男性	94	1.1	16	28.7	2.1	45.7	6.4	0
	女性	321	0.9	15	34	1.6	43.3	4.4	0.9
就業形態	正社員	0	0	0	0	0	0	0	0
	パート、契約等	320	0.9	8.8	32.8	1.3	51.9	3.8	0.6
	派遣社員	95	1.1	36.8	32.6	3.2	16.8	8.4	1.1
	自営業等	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	0

(独立行政法人労働政策研究・研修機構「働くことと学ぶことについての調査」)

(論点)

- 1 本調査事項の変更に係る検討に当たって活用した「就業希望の把握に関する準備調査」による結果は、どのようになっているか。
- 2 これまでの調査結果における各選択肢の出現率はどのようになっているか。当該出現率からみて、今回の選択肢区分の変更内容については、適当なものとなっているか。

(2) 「現職への就業理由」の把握の検討

現職への就業理由を把握する調査事項を復活させる。

変更案

<p>A8 どうしてこの仕事についたのですか (おもなもの一つにマーク)</p>	<p>失業していた</p> <p>学校を卒業した</p> <p>収入を得る必要が生じた</p> <p>知識や知能を生かしたかった</p> <p>社会に出たかった</p> <p>時間に余裕ができた</p> <p>健康を維持したい</p> <p>よりよい条件の仕事が見つかった</p> <p>その他</p>
	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>

現 行

[復 活]

(審査状況)

「現職への就業理由」は、「前職の離職理由」との関係から転職の実態を分析するために前々回（平成 19 年）調査まで設けていた調査事項であるが、平成 19 年調査の結果をみると「学校を卒業した」（20.7%）、「収入を得る必要が生じた」（15.3%）、「その他」（21.1%）と 3 項目で約 6 割を占めており、平成 14 年調査の結果からほとんど変化がない状況であった。

このように、本調査事項については、時系列的に大きな変化がなかったことや、前回（平成 24 年）調査において、東日本大震災による仕事への影響等に関する調査事項を新たに追加したことなどに伴い、他の調査事項と比較しての把握の必要性、報告者負担、調査票のスペースの制約等を総合的に勘案して削除したところである。

しかしながら、本調査事項については、転職の実態を分析する上で有用な情報であることから、前回調査の結果を踏まえ、必要に応じて、本調査事項の復活について検討することが前回答申時において課題として付されたところである。

このことを踏まえ、総務省（統計局）は、関係府省及び都道府県から本調査事項についての復活要望があることや、前記 I（1）カのとおり、今回調査では東日本大震災の仕事への影響等に関する事項を削除することとしていることから、調査票のスペースも確保できることなどを理由として、本調査事項を復活することとしている。

これについては、前回答申における課題への対応として、転職の実態を詳細に分析する上で有用な調査事項であり、また、行政施策上のニーズがあるとして本調査事項の復活に対する要望があることを踏まえたものであることから、やむを得ないものとするが、把握の必要性や選択肢の設定の妥当性について検討する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項の復活により得られるデータは、行政施策等において従前どのように活用されていたのか。また、今回の復活に伴い、更なる活用が見込まれるのか。
- 2 本調査事項を削除した理由の一つとして、選択肢区分別の出現率が時系列的にみて大きな変化がないことを挙げていたが、従前の本調査事項における選択肢区分別の出現率はどのように推移しているのか。また、近年の社会情勢の変化等に伴い、当該出現率に変動が生じることは予想されるのか。
- 3 選択肢の設定は適切か。
(例えば、出現率の低い選択肢の代わりに、育児や介護のために勤務時間に制約のある者が勤務時間の短縮や柔軟な働き方ができることを理由に仕事を選択しているといった実態を把握できるような選択肢を設けるといった余地はないか。)